

名古屋市鶴舞中央図書館内食堂出店事業者募集要項

名古屋市鶴舞中央図書館内の食堂出店事業者を次のとおり募集します。

1 施設名および所在地

名古屋市鶴舞中央図書館 名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1 番 155 号

2 店舗位置・面積

名古屋市鶴舞中央図書館地下 1 階（別添 1 参照）

喫茶食堂（厨房及び客席）125.04㎡

3 営業時間

原則として鶴舞中央図書館の開館時間内とします。

開館時間	平日	午前9時30分から午後8時00分
	土曜日（祝日を除く）	午前9時30分から午後7時00分
	日曜日・祝日	午前9時30分から午後5時00分
休館日	毎週月曜日（祝日の場合は開館し、その直後の平日を休館） 毎月第三金曜日、年末年始（12月29日～1月4日）、 特別整理期間 ※上記のほか、臨時開館・臨時休館となる場合があります。	

4 使用料

名古屋市財産条例（平成15年条例第56号）第 7 条に規定する使用料を負担してください（月途中からの営業開始となる場合でも使用料は 1 か月分として計算します）。

【参考】令和 7 年度の使用料（見込） 月額134,579円（消費税等込）

※令和 7 年 1 月までに金額確定

5 費用の負担

次の各号に該当する経費は、出店事業者の負担とします。

- (1) 営業（準備期間を含む）に使用する電気・ガス・水道の料金。
なお、ガスについては出店事業者が個別に契約する必要があります。
- (2) 教育委員会が貸与する設備等（別添2）の修繕に要する経費（準備期間に要するものを含む）。
- (3) 営業に使用する設備（教育委員会が貸与する設備等は除く）、備品及び什器類等。
- (4) 飲食業の運営に必要な各種手続き及び出店に関して要する一切の費用。
- (5) 使用許可部分の改修、模様替え等原型を変更する場合に必要な一切の費用（事前に教育委員会と協議してください）。
- (6) 出店事業者が設置した設備等の日常的な維持管理、修理及び壊れた場合の撤去、新設に課する費用（修理及び壊れた場合の撤去、新設の場合は事前に教育委員会と協議してください）。
- (7) 床面・壁面等のクリーニングを行う場合の費用。
- (8) 使用許可部分内の照明管球の調達・交換に要する費用。
- (9) 使用許可部分の清掃（排水管等の清掃を含む）・防虫・防鼠・消毒等の衛生管理に要する費用。
- (10) ごみの処理に必要な一切の費用。
- (11) 退去の際の原状回復にかかる費用。ただし、教育委員会が特に必要がないと認めるときはこの限りではありません。

6 出店事業者

出店事業を営む者は、生涯学習施設の趣旨を尊重し、良心的な価格で優良なサービスを提供しなければなりません。

7 応募資格

次の各号すべてを満たしていることが条件です。

- (1) 過去又は現在において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業の許可（営業の種類が飲食店営業であるものに限ります。）を受けて飲食店の営業を継続して1年以上行った実績があり、業務を行うために必要な知識、技能、経験及び資力並びに社会的信用等を有している者。

- (2) 食品衛生法に基づく、許可の取消し、もしくは営業の禁止もしくは停止の処分を受けたことがない者、またその事実があったのち3年経過した者。
- (3) 次の税を滞納していない者（地方税法（昭和25年法律第226号）第15条に基づき徴収の猶予を受けているとき、またな、国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなします。）
- ア 法人市町村民税・都民税
 - イ 固定資産税
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (4) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者。
- なお、応募者全員（法人の場合は、法人の役員等全員を含む。）について、愛知県警察本部へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。
- (5) **本要項9に記載の現地見学会に参加した者。**

8 応募できない者

次の各号に該当する者は応募することができません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用となる等、著しい経営不振の状態にある者。
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者。

9 現地見学会の実施

令和6年12月2日（月）から令和6年12月23日（月）までの間で随時実施しますが、必ず事前に鶴舞中央図書館庶務担当までお申込みください。（準備の都合上、事前お申込みなしでの見学はお受けできませんのでご了承ください。）また、現地見学は応募前に必ず行ってください。

10 申請書の受付

(1) 期間 令和6年12月3日(火)から令和6年12月24日(火)まで

(2) 対応時間 火曜日から金曜日まで(祝日を除く)の午前9時00分から
午後5時00分まで

(3) 場所 名古屋市鶴舞中央図書館地下1階 庶務担当

応募しようとする者は、申請書に必要書類(別添3参照)を添えて、対応時間内に鶴舞中央図書館庶務担当まで直接お持ちください。なお、ご提出いただいた書類については返却いたしません。

(4) その他

上記(1)の期間に応募がなかった場合、令和7年1月7日(火)から令和7年1月31日(金)までの間に応募された方との間で先着順に出店交渉を行います。

11 選考方法及び内定

教育委員会に置いて書類審査等必要な調査を行い、結果を令和7年1月21日(火)に通知します。

応募者が複数の場合には公開抽選を令和7年1月21日(火)午前10時00分から鶴舞中央図書館地下1階会議室で行い、内定者を決定します。

12 内定の取消し

次の各号に該当した場合には、内定を取消しします。

(1) 申請書類に虚偽があった場合。

(2) 誓約書に違反した場合。

(3) 正当な理由がないのに別途指示する期日までに業務を開始しない場合。

13 暴力団関係事業者の排除に関する用途制限の措置

(1) 本件使用許可部分を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害する恐れのある団体等に指定されているものを利する用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら権利を第三者に

移転しまたは貸してはならないこと。

(2) 出店者が前号に違反したときは、当該許可の取り消しができること。

14 出店にあたって守っていただきたい事項

(1) 出店にあたっては、提供品目及び価格等について教育委員会と協議してください。なお、酒類及びたばこの販売は禁止します。

(2) 許可を受けた場所以外での貼り紙・看板等の表示はできません。

(3) 損害賠償責任保険・火災保険に加入してください。

(4) 敷地内は禁煙です。また、従業員用の駐車場はありません。

(5) その他、関係法令に規定する事項を遵守してください。

15 その他

(1) 営業は、令和7年5月1日（木）から開始できるように準備をしてください。ただし、営業開始日がこの日以前になる場合は事前に協議してください。

(2) 施設の使用許可期間は1年間とし、令和7年度は令和8年3月31日までとします。以降は年度ごとに更新手続きが必要です。なお、使用料は土地等の評価額の変動により改定される場合があります。

(3) この使用関係は行政法上の許可処分であり、借地借家法（平成3年法律第90号）の規定は適用されません。

16 参考データ

名古屋市鶴舞中央図書館	年間入館者数、開館日数	
令和3年度	624,334人	299日
令和4年度	638,951人	299日
令和5年度	703,743人	298日

○お問い合わせ先

名古屋市鶴舞中央図書館庶務担当 山盛・稲垣

電話 052-741-3133

鶴舞中央図書館地階平面図



教育委員会が貸与する設備について

	規格	数量	備考
ガス給湯器	パーパス エコジョーズ PG-H1600E-1H	1	
レンジフード		一式	
空調機	ダイキン SZVYCP560KAR	1	修理費用負担なし
空調機	ダイキン FVYCP560MA	1	修理費用負担なし
LED 照明	喫茶食堂客席・厨房・厨房横廊下・ 厨房横 WC	一式	

〈その他〉

令和 6 年 12 月 24 日までに申込して出店事業者の内定した場合、現在出店中の事業者が厨房に設置している厨房機器のうち希望するものを残置して引き継ぐことが可能です。

現地見学の際に機器をご確認ください。

申請の際に必要な書類は次の通りです。

1 法人の場合

- (1) 食堂出店申請書 (様式 1)
- (2) 法人役員等に関する調書 (様式 2)
- (3) 会社概要等 (会社等の事業内容、経歴等がわかるもの。パンフレット等)
- (4) 決算報告書 (会計原則に従った公式のもので、最も至近のもの)
- (5) 法人登記簿謄本 (原本、発行後 1 ヶ月以内のもの)
- (6) 法人市税に滞納が無い旨の証明書 (名古屋市税に係るもの。名古屋市に納税義務が無い場合は、本店又は主たる営業所所在地で納付した市町村税の滞納が無い旨の証明書、又は直近 2 年分の法人市町村民税・都民税及び固定資産税に係る納税証明書)
- (7) 消費税や地方消費税納税証明書 (所轄の税務署発行のもので、未納税額の無い証明に限ります。)
- (8) 誓約書 (様式 3)
- (9) 営業許可書の写し

2 個人の場合

- (1) 食堂出店申請書 (様式 1)
- (2) 事業概要等 (個人事業の内容、経歴等がわかるもの)
- (3) 令和 5 年分所得税確定申告書の控えとその添付書類のコピー
- (4) 住民票の写しまたは外国人登録原票の写し (発行後 1 ヶ月以内のもの)
- (5) 市税に滞納が無い旨の証明書 (名古屋市税に係るもの。名古屋市に納税義務が無い場合は、住所地又は居所で納付した市町村税の滞納が無い旨の証明書、又は直近 2 年分の市町村民税及び固定資産税に係る納税証明書)
- (6) 消費税や地方消費税納税証明書 (所轄の税務署発行のもので、未納税額の無い証明に限ります。)
- (7) 誓約書 (様式 3)
- (8) 営業許可書の写し